

令和2年

7月号

濱田会計事務所通信

令和2年7月5日発行 Vol.35

新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言が解除されて一月余り経過しました。

今回も自治体による支援制度についてご案内致します。

各自治体により様々な支援制度があり、制度によっては予算が終了した時点で終了する制度もあります。

該当しそうな場合は要件等をご確認頂き、お早めに専門の窓口などでご相談下さい。

兵庫県中小企業事業再開支援

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再開されたことから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に補助金を支給します。

※申請に際しては、必ず募集要項で詳細な内容をご確認ください。

※予算の都合で予告なく募集を締め切ることがあります。

■対象となる方

兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主の方が対象となります（主たる事務所が県外にあっても、県内の事業所は対象となります）。

※国や地方自治体、または本県が実施する同種の事業で、同一経費での重複申請はできません。

※同じ事業者が2回以上申請することはできません。

※政治団体、宗教上の組織・団体は対象外です。

■補助対象となる経費

令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注（契約）、納品、支払した経費が対象となります。

【補助対象経費の例】

- ・従業員のためのマスクや消毒液、除菌ウエットティッシュ等の経費 等
- ・サーモグラフィーや、非接触型体温計、飛沫感染防止対策のためのアクリル板、透明ビニールシート、パーティション、従業員や顧客に感染防止を呼びかけるための告知に必要な掲示ボードなど、事業所内の環境改善に効果のある機器導入に関する経費 等
- ・事業所内の換気設備の導入工事（換気、空気清浄機能付きエアコンを含む）、窓の増設など換気対策工事、その他感染防止対策に必要な経費 等
- ・事業所の消毒作業委託に要する経費 等
- ・空気清浄機、換気設備のリース料 等
- ・感染防止対策済みであることを告知するためのチラシ、ポスターの印刷費 等

■補助金額

・県内に1事業所の場合 中小法人20万円 個人事業主10万円

・県内に2事業所以上の場合 中小法人40万円 個人事業主20万円

補助金の申し込みにあたっては、補助金額以上の事業実施が必要となります。

■申請手続き等

申請書の受付期間：令和2年6月30日（火）～令和2年9月30日（水）

詳細や申請に必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/jigyousaikai.html>



国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれるなど、以下の要件に該当する世帯については、国民健康保険料の減免を受けることができます。

減免を受けるためには、申請が必要です。

主たる生計維持者とは、一般的には「世帯主」のことを指します。

対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
重篤な傷病とは、1か月以上の治療が必要等、病状が著しく重い場合を指します。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件の全てに該当する場合
 - ・事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少額が、令和元年の該当する事業収入等の収入額の10分の3以上
 - ・令和元年の合計所得金額が、1,000万円以下
 - ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が、400万円以下

令和元年中の収入が無い場合や年金など事業収入等以外の収入のみであるなど、令和元年中の事業収入等にかかる所得額が0円以下である場合は、この減免の対象ではありません。

非自発的失業軽減に該当される方は、非自発的失業軽減が適用され、この減免の対象とはなりません。ただし、事業収入・不動産収入・山林収入について上記条件に該当している場合は、その該当する収入の減収について減免対象となります。



収入の減少に関して、懲戒解雇や令和元年中の離職・転職等、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合は、減免対象とはなりません。

上記は姫路市のホームページの情報ですが、他の市町村でも同様の減免措置が取られているようです。

気になる方は、お住いの役所へお問い合わせ下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車で越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

